

【証明書発給関係(外航・内航共通)】

Q1. 適用対象外となる船舶について

「船舶法に基づく総トン数」又は「船舶のトン数の測度に関する法律に基づく国際総トン数」を有さない船舶(例えば、推進機関を有さない内航バージ等)の他、公用に供する船舶も適用対象外となります。

(適用対象外となる例)

推進機関を有さない以下の船舶

- ・作業船(揚錨船・浚渫船・起重機船・クレーン台船など)
- ・バージ
- ・浮体式プラットフォーム(FSO、FPSO)
- ・フローティングドック
- ・係留船

公用に供する以下の船舶

- ・巡視船艇
- ・漁業実習船 など

Q2. 適用対象外となる「公用に供する船舶」とは何か？

巡視船艇、漁業実習船、練習船、自治体所有船舶などの船舶をいいます。ただし、国(独立行政法人)や自治体(地方独立行政法人)が所有する船舶の場合でも、商業目的に使用されている場合は対象となります。逆に、国や自治体が所有していない場合でも公用に供する船舶は適用除外となります。「誰が所有しているか」ではなく「公用に供しているかどうか」で判断することとなります。

Q3. 平水区域のみを航行する船舶も対象となるか？

海洋を航行する船舶は、航行区域に関係なく対象となります。

Q4. 湖、沼又は河川のみを航行する船舶も対象となるか？

適用対象外となります(海洋を航行する船舶のみ対象となります)。

Q5. 建造中の船舶が海上試運転を行う場合も対象となるか？

適用対象外となります。

Q6. 最低保険金額の具体的な金額はどのようにすれば算定できるか？

海事局HPにおいて簡易に計算できる計算シートを提供していますのでご参照ください。なお、SDR(国際通貨基金の特別引出権)の最新のレートは、国際通貨基金のウェブサイト(<https://www.imf.org/external/data.htm>)の“Currency units per SDR”をご参照ください。為替変動に備えて余裕をもった金額に設定するよう留意願います。

Q7. 申請窓口はどこになるか？

各地方運輸局(本局)で受け付けます。運輸支局や海事事務所では受け付けませんのでご注意ください。

Q8. 保障契約証明書の交付を申請できる者は誰か。代理申請はできるのか？

申請することができる方は保険契約者です。なお、委任状があれば、保険契約者以外の方も申請できます。

Q9. PI保険の契約者が複数の場合、共同申請とする必要があるか？

申請者は保険契約者のうちいずれかの方で結構です。

Q10. 申請書を記載するにあたって留意すべき点は何か？

以下のとおりです。

＜申請書左上 A3 のセル＞

クリックして申請先運輸局を選択してください。

＜申請書右上 M2 のセル＞

申請日を必ず入力して下さい。

＜申請書記載欄① 船名及び船種＞

証書にローマ字を記載する際は、別添「ローマ字表記の基準」の書き方に拠ってください。

内航船の場合はローマ字表記／英文表記を省略可とします。(その場合、証明書中のローマ字表記／英文表記は省略します。)

＜申請書記載欄② 船舶番号又は信号符字＞

どちらかを記載してください。

＜申請書記載欄③ 国際海事機関船舶識別番号＞

国際海事機関船舶識別番号(IMO 番号)は、SOLAS 及び国内法(船舶安全法施行規則 65 条の 4)において、国際航海に従事する 100 トン以上の旅客船又は 300 トン以上の貨物船に取得／表示が義務付けられており、国際トン数証書に記載されています。

内航船の場合は記載不要です。

＜申請書記載欄④ 船籍港＞

申請書記載欄①に同じ。

＜申請書記載欄⑤ 総トン数＞

国籍証書に記載されている総トン数(国内総トン数)ではなく、国際総トン数(相当値)を記載して下さい。

＜申請書記載欄⑥ 船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名＞

申請書記載欄①に同じ。

銀行等の金融機関を含めて所有権を有する者はすべて記載してください。

＜申請書記載欄⑩ 保険者等の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名＞

申請書記載欄①に同じ。

申請書のエクセルファイル上の記載箇所 5 段中の最上段をクリックすると保険会社を選択できるようになっており、選択すると英文を含めた形で住所も自動的に入力されます。

Q11. 保険契約の締結にあたっては、被保険者に必ず「船舶所有者」を含める必要があるか？

条約上、保険契約の締結維持を求められているのは「船舶所有者」ですので、被保険者には可能な限り全ての「船舶所有者」を含めることが望ましいです。

Q12. 保障契約証明書交付申請書に添付する保険証券の写しは全ページ必要か？

全ページ必要です。

Q13. 申請から交付までの所要日数は何日くらいか？

業務の繁閑の状況により異なりますが、交付までに日数を要する場合がありますので、早めの申請をお願いします。なお、窓口申請であっても申請当日の発給は困難と思われるので、後日の郵送のため、簡易書留に必要な切手(3枚まで440円、6枚まで460円、9枚まで530円、15枚まで570円)を添付した返信用封筒(角2版)、またはレターパックプラス(520円)を添えて申請願います。

Q14. 法施行日(2020年10月1日)または保険更新日の直前に保険契約を更新したような場合、申請後すみやかに保障契約証明書が発給されるのか？

義務付け日(2020年10月1日)近傍で申請が集中した場合、保障契約証明書の交付に時間を要するおそれがありますので、十分な時間的余裕をもつての申請をお願いします。

Q15. 保障契約証明書の交付を申請する際、PI保険の契約書の写し(保険証券の写し)に代えて、保険会社が発行した保険契約締結を証する書面(ブルーカード等)を提出してもよいか？

結構です。各保険会社では、正式に保険証券を発行する前に、別途、保険契約締結を証する書面を各船主に交付することを予定しております。この書面については、PI保険の契約書の写し(保険証券の写し)に代わるものとして取り扱います。

Q16. 保障契約証明書の交付手数料について

以下の通りです。

- ・条約証明書(燃料油) …7,000 円
- ・条約証明書(難破物) …7,000 円
- ・条約証明書(CLC) …7,000 円
- ・国内証明書(燃料油) …7,000 円
- ・国内証明書(難破物) …7,000 円
- ・国内証明書(現行法に基づく一般船舶保障契約証明書) …14,300 円 ※9 月 30 日まで

Q17. 現行のタンカー油濁損害保障契約証明書(CLC証明書)について変更は生じるのか？

改正法の施行により記載内容に形式的な変更が生じますが、保障契約証明書の有効性に影響はありません。なお、2020 年 3 月 1 日以降、保障契約証明書の申請先が国土交通本省から各地方運輸局(本局)に変更となりますのでご注意ください。

Q18. 法施行日である 2020 年 10 月 1 日までは、「相当証書」は正式な条約証明書とみなされないのか？

法施行日までは正式な条約証明書とみなされませんが、法施行日以降は正式な条約証明書とみなされます。

Q19. 保障契約証明書の原本を船舶に備え置く必要があるのか？（原本ではなくメールやファックスで受信したものを本船に備え置くことでもよいか？）

保障契約証明書原本を本船に備え置く必要があります。

Q20. 保障契約証明書の備置状況については国が検査するのか？

外国籍船舶は外国船舶監督官が、日本籍船舶は地方運輸局海上安全環境部等の職員がそれぞれ検査します。この検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、30 万円以下の罰金に処されます。

Q21. 「条約証明書の備置」は他国籍の船舶にも義務付けられるのか？

義務付けられます。条約締約国の発給した保障契約証明書の備置が必要です。

Q22. 保障契約証明書は毎年更新する必要があるのか？

条約証明書、国内証明書ともに、有効期間は保険期間にリンクしており、最長で1年間となっていますので、毎年更新する必要があります。

Q23. 保障契約証明書に記載された有効期限が満了若しくは満了前に保険契約が効力を失った場合はどうすればよいか？

遅滞なく任意の地方運輸局に返納して下さい。廃船した場合も同じです。

Q24. 保障契約証明書の記載事項に変更が生じた場合はどのような対応が必要か？

保障契約証明書の記載事項の変更があつたときは、新たな保障契約証明書を交付しますので、その変更があつた日から15日以内に届け出てください。

Q25. 保険会社から交付される契約書の船舶所有者に鉄道・運輸機構(JRTT)が追加される場合(または削除される場合)、現に有する保障契約証明書についてどのような手続きが必要か？

保険会社から新しい契約書が交付される、されないに関わらず、「保障契約証明書記載事項変更届出書(このHPからダウンロード可能です)」をお手元の保障契約証明書とともに提出してください。新しい保障契約証明書を交付いたします(手数料無料)。なお、窓口申請であっても申請当日の発給は困難と思われるので、後日の郵送のため、簡易書留に必要な切手(3枚まで440円、6枚まで460円、9枚まで530円、15枚まで570円)を添付した返信用封筒(角2版)、またはレターパックプラス(520円)を添えて申請願います。

【証明書発給関係(外航)】

Q26. 2020年10月1日以降、外航船舶に備置きが必要となる保障契約証明書について

具体的には以下の保障契約証明書となります。

【国際総トン数 100トン以上 300トン未満】

- ・指定保険者と保険契約している場合は、2020年10月1日以降も保険契約の締結を証する書面(Certificate of Entry 等の写し)を備え置くことで保障契約証明書の備置きは不要です。
- ・指定保険者以外の保険者と保険契約している場合は、国内証明書(燃料油)及び同(難破物)の2枚の備置きが必要です。なお、現行法に基づく国内証明書(一般船舶保障契約証明書)は、2020年10月1日以降も有効期限内に限り有効です(※改正法に基づく国内証明書(燃料油)及び同(難破物)の2枚と同等とみなします)。

【国際総トン数 300トン以上 1000トン以下】

- ・指定保険者と保険契約している場合は、2020年10月1日以降は保険契約の締結を証する書面(Certificate of Entry 等の写し)の備置きに加え、条約証明書(難破物保障契約証明書)の備置きが必要です。
- ・指定保険者以外の保険者と保険契約している場合は、国内証明書(燃料油)及び条約証明書(難破物)の2枚の備置きが必要です。なお、現行法に基づく国内証明書(一般船舶保障契約証明書)は、2020年10月1日以降も一般船舶等油濁損害を保障するものとして有効期限内に限り有効です。(※改正法に基づく国内証明書(燃料油)と同等とみなします)。

【国際総トン数 1000トン超】

- ・条約証明書(燃料油)及び同(難破物)の2枚の備置きが必要です。現行法に基づく国内証明書(一般船舶保障契約証明書)は、有効期限内であっても10月1日以降は効力を有しませんのでご注意ください。

Q27. 2020年9月30日以前に「相当証書」を入手した場合、同日までは現行法に基づく一般船舶保障契約証明書として日本国内への入出港が認められるか？

2020年9月30日までに日本国内に入出港する場合は、別途、現行法に基づく一般船舶保障契約証明書を備え置く必要があります(他国発給の条約証明書を受有する船舶と同様です)。

Q28. 改正法施行日(2020年10月1日)において外国政府が発給した有効な条約証明書を受有している場合でも、日本国政府発給の条約証明書が必要か？

改正法施行日において外国政府が発給した有効な条約証明書を受有している場合は、その有効期間中に限り、国土交通大臣が交付した条約証明書とみなします。有効期間経過後は、国土交通大臣の交付した条約証明書を備え置く必要があります。

【証明書発給関係(内航)】

Q29. 2020年10月1日以降、内航船舶に備置きが必要となる保障契約証明書について

具体的には以下の保障契約証明書となります。

【国際総トン数 300トン以上 1000トン以下】

・条約証明書(難破物)の備置きが必要です。

【国際総トン数 1000トン超】

・条約証明書(燃料油)及び同(難破物)の2枚の備置きが必要です。

Q30. 内航船の国際総トン数は何を見れば判るのか？

内航船の国際総トン数は、総トン数計算書中の「法第4条第2項の規定の例により算定した t」に記載されていますので、総トン数計算書の写し(「船名」「船舶番号」「国際総トン数」が判るページのみで結構です。)を「総トン数を証する書面」として提出して下さい。総トン数計算書を紛失したため国際総トン数が判らない場合は、事前に申請先の各地方運輸局等に電話でご連絡いただければ、国際総トン数をお調べのうえ口頭でお伝えしますので、その数値を交付申請書に記入のうえ申請してください。その場合、総トン数計算書の写しの提出は省略可能とします。

Q31. 総トン数計算書に国際総トン数の記載がないが、どうすれば国際総トン数が判るか？

昭和 57 年 7 月 17 日以前に起工された船については、その後に特定修繕を行っていない限り、国際総トン数の記載された総トン数計算書が交付されていませんので、以下の計算式で算定したトン数を国際総トン数とみなして下さい(HP上に計算ツールを用意しておりますのでご活用ください)。「最大長さ」「最大幅」「最大深さ」の数値は、一般配置図に基づく数値を用いることとし、申請の際には一般配置図の写しを添付願います。

上甲板下の容積(V1) = 最大長さ × 最大幅 × 最大深さ

上甲板上の構造物の容積(V2) = 最大長さ × 最大幅 × 最大高さ

合計容積(V) = V1 + V2

係数 = $0.2 + 0.02 \times \log_{10} V$

総トン数 = 合計容積(V) × 係数 = _____ トン

【その他】

Q32. 船主責任制限法に基づく責任限度額は、一事故あたりの額、船一隻あたりの額のどちらと考えればよいか？

一事故あたりの額です。

Q33. CLC条約／バンカー条約／ナイロビ条約の最新の締約国リストはどこで入手できるのか？

各条約の締約国については、国際海事機関(IMO)のサイトをご参照ください。
<http://www.imo.org/en/About/Conventions/StatusOfConventions/Pages/Default.aspx>